

審査基準（公表用）

様式第3号

所管課 港湾課

法令名	海岸法			法令番号	昭和31年法律第101号		
手続名	海岸管理者以外の者が施工する工事の承認			根拠条項	法第13条第1項		
審査基準	次の場合に限り許可する。 1 海岸保全施設の維持管理及び構造等に支障を及ぼさないこと。 2 一般公衆の利用を阻害しないこと。 3 海岸保全施設の整備計画に支障を及ぼさないこと。 4 工作物を設置する場合、安全な構造であること。 5 法第14条の築造基準に適合すること。 6 他の法令により規制を受ける行為をする場合は、当該規則に従うこと。						
	受付機関	各土木事務所	処理機関	港湾課	交付機関	港湾課	標準処理期間 30日 標準経由期間 15日